

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況調査（平成17年度）

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成16年1月22日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成17年度の衛生管理状況の調査を実施した。また、登録簡易専用水道検査機関（以下「登録検査機関」という。）に対し、平成17年度の検査実績の調査を実施した。

平成17年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した地方公共団体の機関による検査実績、及び、登録検査機関から収集した登録検査機関による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
検査対象施設数	194,278	196,381	201,809	206,451	210,913
検査実施施設数	165,034	165,408	167,497	168,087	172,548
受検率	84.9%	84.2%	83.0%	81.4%	81.8%

注)

・各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

項目		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
検査指摘施設数 ^{※1}		70,816	68,598	62,431	47,625	61,285	
検査指摘率 ^{※2}		42.9%	41.5%	37.3%	28.3%	35.5%	
施設 の 外 観 検査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	23.9%	24.6%	25.7%	17.4%	17.9%
		受水槽本体の状態	15.6%	16.2%	18.1%	18.5%	15.5%
		受水槽上部の状態	9.3%	9.6%	10.1%	7.7%	9.3%
		受水槽内部の状態	11.4%	11.1%	13.0%	11.8%	11.8%
		マンホールの状態	18.8%	20.4%	21.3%	20.7%	20.0%
		オーバーフロー管の状態	12.5%	13.0%	13.5%	12.2%	11.0%
		通気管の状態	12.9%	14.6%	15.1%	14.8%	13.8%
	高置 水槽	水抜き管の状態	8.0%	9.2%	10.9%	9.3%	9.7%
		高置水槽本体の状態	10.3%	10.6%	10.1%	9.4%	10.4%
		高置水槽上部の状態	2.2%	2.1%	2.2%	2.6%	3.1%
		高置水槽内部の状態	8.7%	8.1%	8.8%	9.7%	9.4%
		マンホールの状態	16.0%	16.6%	16.2%	16.5%	16.2%
		オーバーフロー管の状態	10.2%	8.4%	8.4%	8.1%	7.9%
	他	通気管の状態	15.1%	16.0%	15.6%	14.2%	15.1%
	水 質 検査	水抜き管の状態	3.6%	3.5%	3.8%	3.3%	2.8%
		給水管等の状態	3.2%	3.0%	3.0%	1.1%	1.6%
		臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
味		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
色		0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	
色度		-	-	-	0.1%	0.1%	
書類 の 整備 保存 の 状況	濁度(濁り含む)	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	
	残留塩素	1.3%	1.0%	0.9%	1.5%	0.8%	
書類の整備保存の状況		34.1%	35.2%	35.2%	23.9%	30.5%	

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記2-3項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容の推移

項目		平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	
報告施設数 ^{※1}		1,636	1,623	1,343	856	738	
報告率 ^{※2}		0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	5.8%	6.7%	7.8%	25.9%	11.1%
		受水槽本体の状態	18.7%	20.1%	22.6%	37.9%	23.4%
		受水槽上部の状態	4.5%	4.6%	4.5%	9.5%	7.5%
		受水槽内部の状態	18.8%	18.7%	25.7%	21.5%	25.3%
		マンホールの状態	8.0%	9.9%	11.8%	32.6%	19.1%
		オーバーフロー管の状態	5.7%	6.2%	10.3%	22.2%	10.2%
		通気管の状態	6.4%	6.2%	8.8%	18.7%	11.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	13.9%	11.3%	10.6%	20.9%	16.5%
		高置水槽上部の状態	1.8%	4.6%	3.1%	3.2%	3.8%
		高置水槽内部の状態	10.3%	9.7%	9.2%	18.2%	15.6%
		マンホールの状態	7.9%	9.2%	9.2%	40.8%	20.5%
		オーバーフロー管の状態	4.2%	4.1%	8.3%	16.1%	10.7%
		通気管の状態	8.4%	7.5%	8.6%	32.0%	15.9%
他	水抜き管の状態	1.8%	2.2%	3.6%	5.0%	4.7%	
水 質 検 査	給水管等の状態	1.9%	1.4%	2.1%	1.9%	2.2%	
	臭気	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%	
	味	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.7%	
	色	1.9%	0.6%	0.6%	0.5%	1.2%	
	色度	-	-	-	2.6%	2.6%	
	濁度(濁り含む)	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%	0.9%	
	残留塩素	17.9%	17.7%	13.3%	18.9%	28.2%	
書類の整備保存の状況		5.7%	5.7%	11.3%	11.7%	16.1%	

注)

※1：平成 15 年 9 月末までの報告施設数は、昭和 53 年 6 月 5 日付水道環境部長通知（環水第 63 号）の規程に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。平成 15 年 10 月以降の報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

- ・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 16	平成 17
報告施設数※1		856	738
	報告率※2	0.5%	0.5%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	5.1%	2.4%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.7%	6.5%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	20.4%	29.7%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.6%	8.1%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	41.8%	56.1%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	19.6%	16.4%

注)

※1： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付け厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。

- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	5,462	1,401	684	53
保健所設置市	5,354	1,541	1,007	10
特別区	44	18	2	0
合計	10,860	2,960	1,693	63

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成17年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

(保健所設置市)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
北海道	2,938	2,210	75.2
青森	1,216	1,175	96.6
岩手	1,937	1,269	65.5
宮城	1,368	1,201	87.8
秋田	601	518	86.2
山形	1,277	1,198	93.8
福島	1,658	1,369	82.6
茨城	3,231	2,642	81.8
栃木	1,881	1,291	68.6
群馬	2,443	2,057	84.2
埼玉	10,483	5,888	56.2
千葉	5,881	5,405	91.9
東京	9,512	7,582	79.7
神奈川	4,260	3,760	88.3
新潟	1,710	1,569	91.8
富山	466	417	89.5
石川	611	452	74.0
福井	590	580	98.3
山梨	1,410	1,063	75.4
長野	1,719	1,356	78.9
岐阜	1,215	1,185	97.5
静岡	3,187	2,661	83.5
愛知	4,150	3,750	90.4
三重	1,655	1,302	78.7
滋賀	2,131	1,770	83.1
京都	1,509	1,198	79.4
大阪	7,308	6,612	90.5
兵庫	4,078	3,806	93.3
奈良	1,218	1,141	93.7
和歌山	479	473	98.7
鳥取	858	791	92.2
島根	865	722	83.5
岡山	521	474	91.0
広島	1,364	1,138	83.4
山口	1,208	908	75.2
徳島	1,019	645	63.3
香川	728	612	84.1
愛媛	1,149	747	65.0
高知	296	257	86.8
福岡	1,856	1,730	93.2
佐賀	1,386	1,032	74.5
長崎	590	527	89.3
熊本	474	464	97.9
大分	596	517	86.7
宮崎	430	403	93.7
鹿児島	932	810	86.9
沖縄	2,749	2,630	95.7
合 計	99,143	81,307	82.0

本表は、保健所設置市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
札幌	4,281	3,271	76.4
小樽	254	235	92.5
函館	500	340	68.0
旭川	442	364	82.4
仙台	4,165	3,254	78.1
秋田	579	449	77.5
郡山	716	580	81.0
いわき	442	401	90.7
宇都宮	1,146	844	73.6
さいたま	3,011	1,926	64.0
川越	726	492	67.8
千葉	1,616	1,422	88.0
船橋	1,984	902	45.5
横浜	9,430	8,199	86.9
川崎	3,520	2,964	84.2
横須賀	614	483	78.7
藤沢	899	646	71.9
相模原	1,018	977	96.0
新潟	1,505	1,419	94.3
富山	428	369	86.2
金沢	464	403	86.9
長野	417	398	95.4
岐阜	366	357	97.5
静岡	1,237	1,178	95.2
浜松	1,342	952	70.9
名古屋	5,511	4,752	86.2
豊橋	517	432	83.6
豊田	499	443	88.8
岡崎	365	365	100.0
京都	3,607	3,544	98.3
大阪	8,311	6,567	79.0
堺	1,150	962	83.7
東大阪	808	580	71.8
高槻	360	291	80.8
神戸	2,918	2,508	85.9
尼崎	922	836	90.7
西宮	1,298	1,174	90.4
姫路	1,098	1,044	95.1
奈良	594	561	94.4
和歌山	648	552	85.2
岡山	1,092	957	87.6
倉敷	485	452	93.2
広島	3,007	2,287	76.1
呉	444	310	69.8
福山	643	462	71.9
下関	496	389	78.4
高松	972	833	85.7
松山	989	494	49.9
高知	431	424	98.4
福岡	4,708	4,361	92.6
北九州	3,063	2,012	65.7
大牟田	122	121	99.2
長崎	672	601	89.4
佐世保	376	278	73.9
熊本	1,088	1,001	92.0
大分	699	624	89.3
宮崎	447	403	90.2
鹿児島	917	878	95.7
合 計	90,359	74,323	82.3

(特別区)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
千代田	1,781	1,056	59.3
中央	839	570	67.9
港	1,675	1,062	63.4
新宿	1,462	1,312	89.7
文京	656	533	81.3
台東	568	476	83.8
墨田	499	340	68.1
江東	1,120	969	86.5
品川	1,089	614	56.4
目黒	496	401	80.8
大田	1,276	1,084	85.0
世田谷	1,244	1,230	98.9
渋谷	1,077	911	84.6
中野	480	325	67.7
杉並	589	539	91.5
豊島	789	561	71.1
北	586	517	88.2
荒川	396	331	83.6
板橋	1,087	938	86.3
練馬	1,003	729	72.7
足立	1,070	1,005	93.9
葛飾	776	732	94.3
江戸川	853	683	80.1
合計	21,411	16,918	79.0

(合計)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
都道府県	99,143	81,307	82.0
保健所設置市	90,359	74,323	82.3
特別区	21,411	16,918	79.0
合計	210,913	172,548	81.8
平成16年度	206,451	168,087	81.4

注：特別区内のビル管理法が適用される簡易専用水道の一部（延べ床面積10,000㎡以上）については、東京都分として計上した。

※検査実施施設数は、都道府県等から収集した地方公共団体の機関による検査実績と登録検査機関から収集した登録検査機関による検査実績の合計

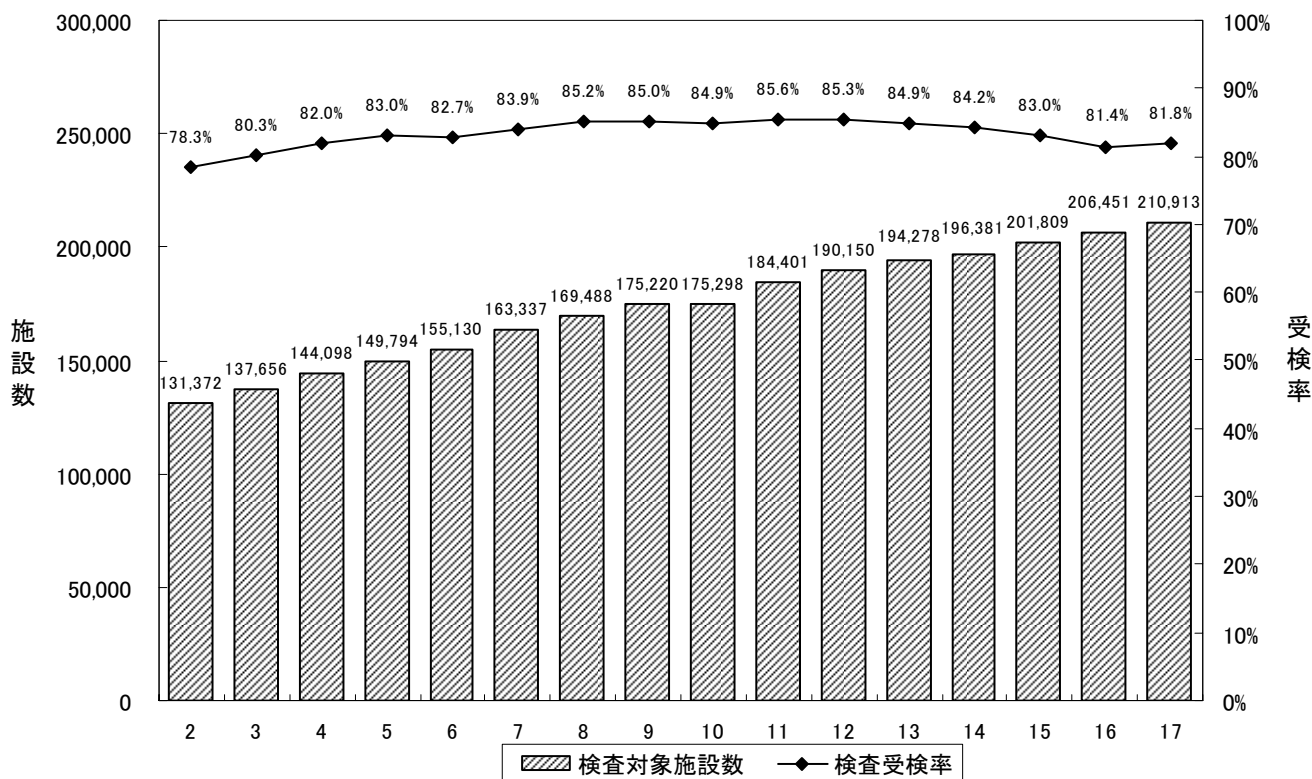


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
施設数	754,319	768,426	890,470	907,055	888,469
検査実施施設数	24,657	25,156	31,159	26,411	27,125

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	
検査指摘施設数		12,060	11,047	14,014	9,498	10,014	
検査指摘率		48.9%	43.9%	45.0%	36.0%	36.9%	
施設 の 外 観 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.2%	9.5%	12.1%	6.4%	10.0%
		受水槽本体の状態	3.3%	3.2%	9.5%	2.9%	3.2%
		受水槽上部の状態	1.5%	1.6%	28.1%	1.1%	1.6%
		受水槽内部の状態	12.4%	10.0%	9.1%	7.6%	11.3%
		マンホールの状態	17.8%	16.2%	17.2%	11.1%	19.8%
		オーバーフロー管の状態	11.2%	11.8%	10.4%	7.1%	12.7%
		通気管の状態	3.8%	3.9%	4.3%	3.8%	4.0%
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	1.9%	2.9%	3.7%	3.2%	4.8%
		高置水槽本体の状態	2.9%	2.7%	3.2%	2.1%	3.2%
		高置水槽上部の状態	0.4%	0.4%	1.6%	0.7%	0.8%
		高置水槽内部の状態	8.3%	4.8%	6.4%	4.8%	6.0%
		マンホールの状態	15.9%	12.8%	13.7%	9.2%	14.0%
		オーバーフロー管の状態	9.9%	8.2%	8.0%	5.1%	8.8%
		通気管の状態	4.2%	4.0%	4.2%	3.3%	4.3%
他	水抜き管の状態	1.2%	1.1%	1.3%	1.1%	1.8%	
水 質 査	給水管等の状態	0.9%	0.8%	1.6%	0.3%	0.3%	
	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	色	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	
	色度	-	-	-	0.1%	0.2%	
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	
書類の整備保存の状況		2.4%	1.1%	2.0%	1.3%	0.8%	
書類の整備保存の状況		20.0%	19.8%	15.0%	14.4%	32.6%	

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記2-3項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成18年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.15	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H14.10.18	全施設
富山県			
石川県	要領	S63.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H16.3.31	全施設
長野県	要綱	S61.11.1	全施設
岐阜県			
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
	要領	H9.8.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	要領	S59.7.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S61.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H2.7.1	全施設
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H14.12.1	全施設
旭川市			
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	要領	H12.4.1	5m3以下
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H14.4.1	全施設
さいたま市	条例	H15.4.1	全施設
川越市	要綱	H15.4.1	10m3以下
千葉市	条例	H4.4.1	全施設
	要領	H12.6.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	全施設
横浜市	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H10.4.1	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H15.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	S63.11.1	全施設
名古屋市	要綱	S.52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市	条例	H15.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
神戸市	要綱	H11.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H16.4.1	全施設
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H15.3.14	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
広島市	要領	H13.1.6	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	S41.12.27	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	条例	H15.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	(要領)		
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	全施設
鹿児島市	条例	S53.8.19	全施設
	要領	H15.4.1	全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.5.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
	要領	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.6.1	全施設
品川区	要綱	S60.4.1	全施設
品川区	要領	S60.4.1	全施設
目黒区	要綱	S.59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.4.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.5.16	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
	要領	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成17年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率
小規模貯水槽水道	全体計	888,469	27,125	3.1%	10,014	36.9%
	5 m ³ < V ≤ 10 m ³	146,259	11,793	8.1%	4,351	36.9%
	0 m ³ < V ≤ 5 m ³	362,373	8,651	2.4%	4,465	51.6%
	3 m ³ < V ≤ 5 m ³	172,906	1,676	1.0%	728	43.4%
	0 m ³ < V ≤ 3 m ³	50,041	1,596	3.2%	621	38.9%
簡易専用水道	全体計	210,913	172,548	81.8%	61,285	35.5%
	100 m ³ < V	6,562	4,965	75.7%	990	19.9%
	80 m ³ < V ≤ 100 m ³	4,759	3,648	76.7%	876	24.0%
	60 m ³ < V ≤ 80 m ³	6,931	5,420	78.2%	1,344	24.8%
	40 m ³ < V ≤ 60 m ³	18,084	13,794	76.3%	3,815	27.7%
	20 m ³ < V ≤ 40 m ³	58,973	46,932	79.6%	14,998	32.0%
10 m ³ < V ≤ 20 m ³	87,914	61,161	69.6%	21,794	35.6%	

注)

- ・ 「全体計」のうち、貯水槽の容量を把握している施設数を表に示しているため、容量毎の施設数の合計と全体計は必ずしも一致しない。

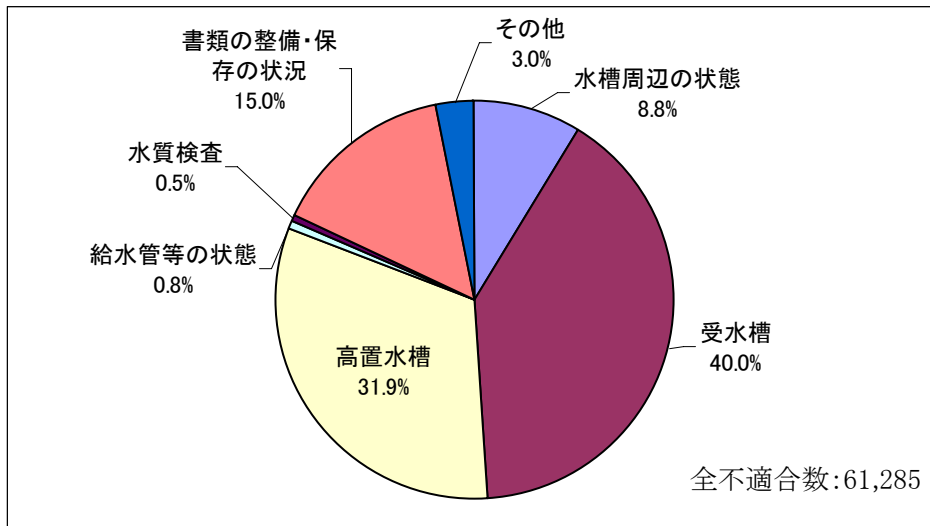


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成17年度)

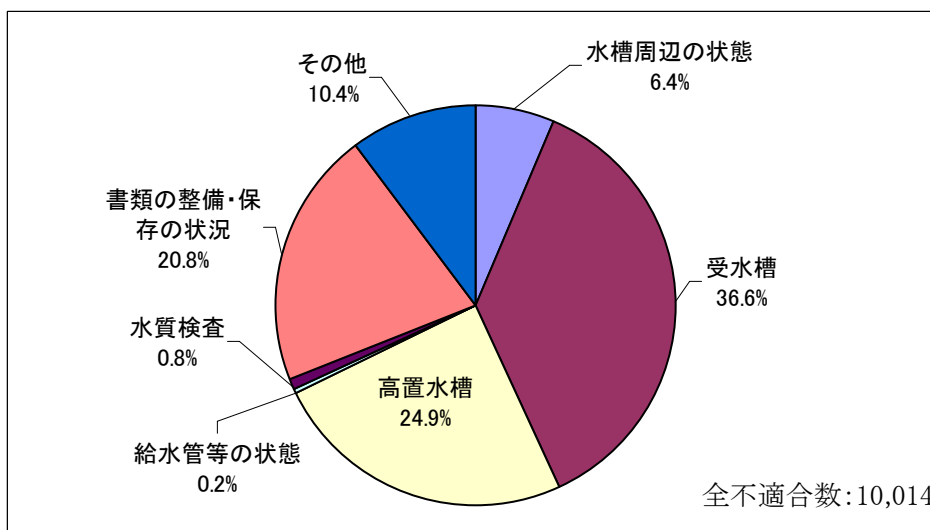


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成17年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区分別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目^{※1}に係る水質検査状況

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
検査井戸数 ^{※2}	84,919	79,054	96,911	64,803	54,029
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	30,208 (35.6%)	30,118 (38.1%)	37,472 (38.7%)	17,129 (26.4%)	12,691 (23.5%)
一般細菌	10,486 (12.8%)	11,319 (15.7%)	10,919 (12.2%)	7,794 (12.8%)	6,024 (13.1%)
大腸菌(群)	22,156 (27.0%)	23,189 (31.8%)	27,180 (30.1%)	4,959 (8.2%)	3,007 (6.6%)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4,105 (5.1%)	4,984 (7.2%)	5,757 (6.4%)	3,258 (5.7%)	2,902 (6.3%)
その他項目 ^{※1}	1,815 (10.6%)	3,205 (13.7%)	9,714 (12.4%)	7,010 (8.3%)	5,055 (7.1%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況

年度	対応状況 ^{※4}									
	専用井戸 ^{※5}					併用井戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成13	653	6,098	4,989	1,710	13,450	3,816	3,641	1,091	430	8,978
平成14	592	7,188	2,440	1,699	11,919	4,596	2,617	1,114	432	8,759
平成15	713	6,800	2,406	1,734	11,653	4,601	2,521	1,093	235	8,450
平成16	927	1,701	771	520	3,919	2,282	701	341	186	3,510
平成17	274	517	615	834	2,240	1,401	471	141	239	2,252

注)

- ※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量等)、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。
- ※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等^{※1}の水質基準超過状況

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
検査井戸数 ^{※2}	5,748	5,956	6,664	5,531	6,466
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	282 (4.9%)	300 (5.0%)	412 (6.2%)	248 (4.5%)	277 (4.3%)
四塩化炭素	19 (0.7%)	20 (0.7%)	19 (0.5%)	6 (0.2%)	14 (0.5%)
1,1-ジクロロエチレン	13 (0.5%)	9 (0.4%)	10 (0.3%)	14 (0.5%)	14 (0.5%)
シス-1,2-ジクロロエチレン	8 (0.3%)	23 (0.9%)	25 (0.8%)	20 (0.7%)	18 (0.6%)
ジクロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	- (-)
テトラクロロエチレン	223 (4.1%)	266 (5.1%)	226 (3.8%)	136 (3.0%)	216 (4.2%)
トリクロロエチレン	68 (1.3%)	74 (1.4%)	103 (1.8%)	74 (1.6%)	99 (2.0%)
ベンゼン	1 (0.0%)	4 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)
1,2-ジクロロエタン	4 (0.2%)	4 (0.2%)	3 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
1,1,2-トリクロロエタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	4 (0.1%)	12 (0.2%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	- (-)	6 (0.2%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況

年度	対応状況 ^{※4}							
	専用井戸 ^{※5}				併用井戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成13	24	56	10	90	123	32	17	172
平成14	2	57	10	69	161	33	18	212
平成15	24	109	7	140	208	45	15	268
平成16	19	19	28	66	153	6	16	175
平成17	21	30	10	61	93	16	4	113

注)

- ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンについては、近年個別物質の検出事例が僅かであることから、物質単位での集計をやめ、平成15年度分調査よりその他有機溶剤等として集計している。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
検査井戸数 ^{※2}	—	19,427	27,409	21,856	18,399
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	- (-)	1,992 (10.3%)	2,548 (9.3%)	1,558 (7.1%)	1,307 (7.1%)
ヒ素	- (-)	166 (4.9%)	716 (7.4%)	261 (5.9%)	231 (6.3%)
フッ素	- (-)	191 (5.3%)	281 (4.0%)	162 (4.4%)	293 (7.3%)
水銀	- (-)	7 (0.3%)	27 (0.6%)	16 (0.5%)	18 (0.7%)
六価クロム	- (-)	- (-)	13 (0.3%)	11 (0.4%)	8 (0.3%)
その他水質基準項目 ^{※4}	- (-)	3,205 (13.7%)	1,013 (5.4%)	949 (4.6%)	936 (4.8%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況

年度	対応状況 ^{※5}					
	専用井戸 ^{※6}			併用井戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成14	110	537	647	365	168	533
平成15	208	526	734	758	85	843
平成16	79	105	184	309	8	317
平成17	60	111	170	171	26	197

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
 - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

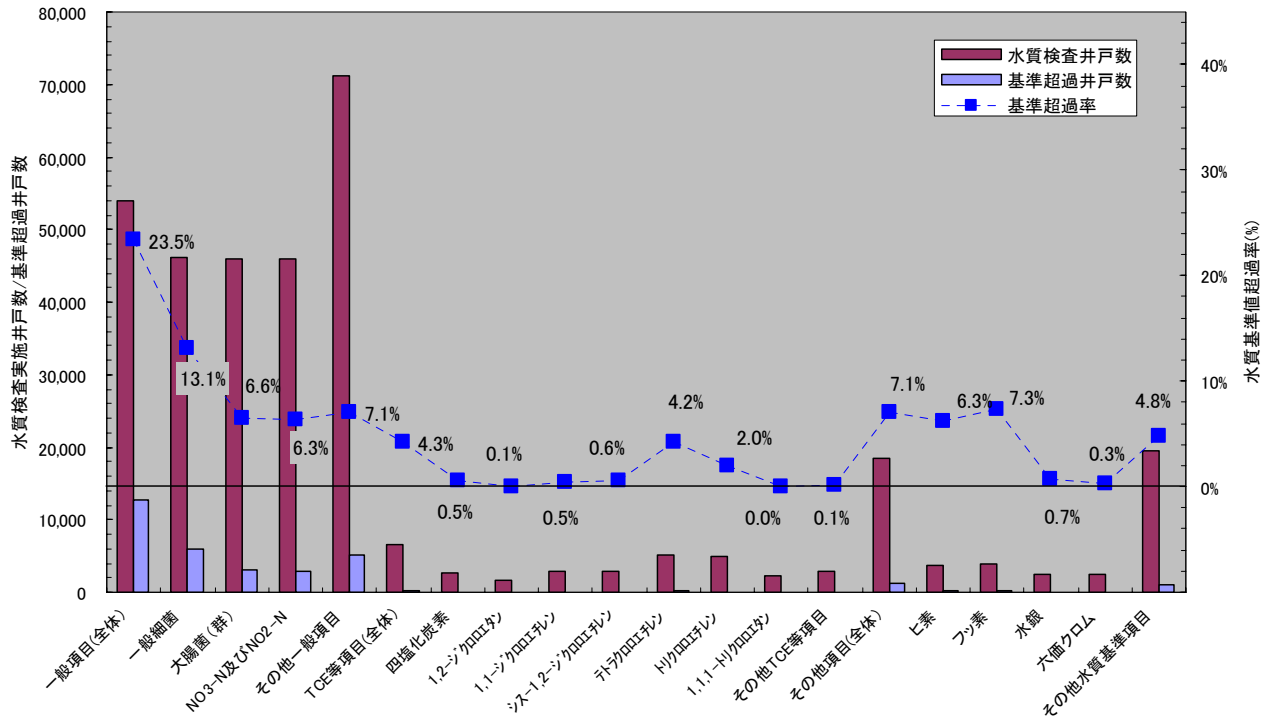


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成17年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(748)	359	128	159
	その他	(5,947)	3,326	1,461	2,258
	小計	(6,695)	3,785	1,612	2,440
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	432,024 (52,908)	13,537	1,304	4,176
	業務用飲用井戸	36,641 (10,113)	6,155	329	1,639
	その他の井戸	107,990 (45,722)	6,609	766	3,805
	小計	606,655 (108,743)	29,309	2,560	9,878
規制対象外施設	一般飲用井戸	165,844 (60,347)	8,848	1,497	1,992
	業務用飲用井戸	5,958 (2,376)	1,698	470	263
	その他の井戸	142,490 (11,666)	9,658	311	3,653
	小計	314,292 (74,389)	20,935	2,294	6,081
合計	927,642 (189,827)	54,029	6,466	18,399	

注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
 業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
 その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。
 設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。

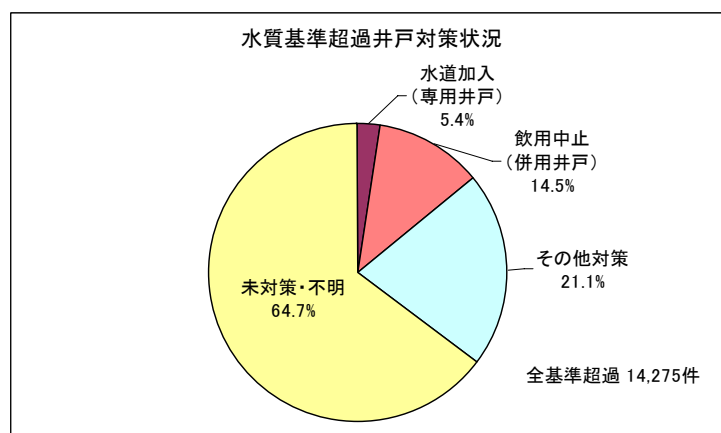
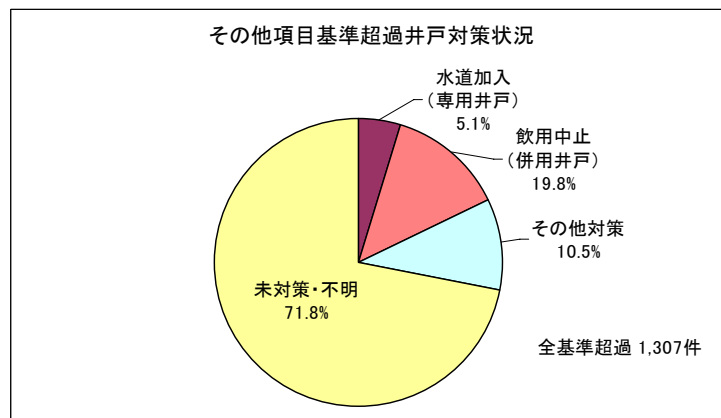
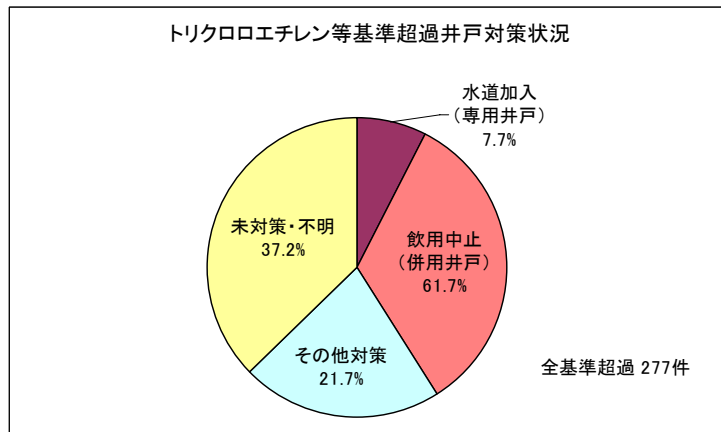
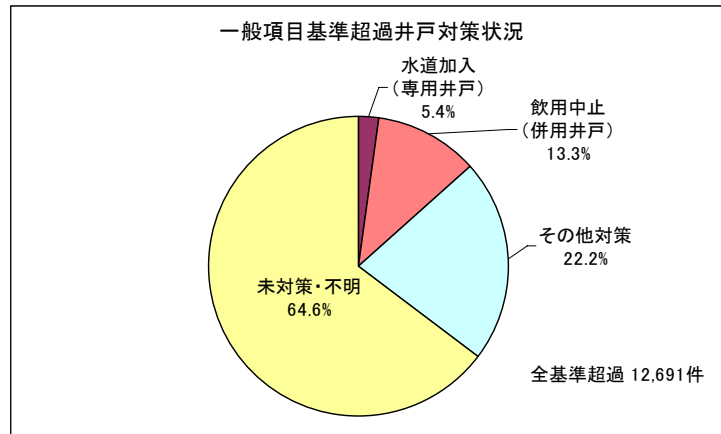


図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定※		
	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
規制状況別都道府県等数	40		68			39		
啓発・指導等の内容								
検査項目・結果への助言	22 (55.0%)	32 (80.0%)	42 (61.8%)	35 (51.5%)	24 (35.3%)	27 (69.2%)	15 (38.5%)	8 (20.5%)
周辺汚染情報の提供	12 (30.0%)	14 (35.0%)	20 (29.4%)	17 (25.0%)	13 (19.1%)	2 (5.1%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
条例等による水質検査の指導	23 (57.5%)	30 (75.0%)	25 (36.8%)	21 (30.9%)	11 (16.2%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	3 (7.7%)
設置届出指導	19 (47.5%)	25 (62.5%)	5 (7.4%)	5 (7.4%)	4 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
PRパンフレット	13 (32.5%)	16 (40.0%)	22 (32.4%)	17 (25.0%)	10 (14.7%)	11 (28.2%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
研修会、講習会	10 (25.0%)	13 (32.5%)	2 (2.9%)	4 (5.9%)	2 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)

啓発・指導等を実施した都道府県等数（啓発・指導等を実施した割合）

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成18年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S34.4.1	1日の利用者が100人超
	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上
	要領	S62.4.1	30人未満
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	50人以下
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.11.1	50人以上
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	S33.10.24	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S63.8.1	全施設
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H5.12.1	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.4.10	業務用井戸及び10世帯以上
	条例	S33.4.1	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
大阪府	要領	S62.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県			
大分県	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県			
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

特別区 23 区のうち、この他の 18 区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。()は、国の要領や県の条例・要領等を適用しているもの。

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H14.12.1	全施設
旭川市			
仙台市	(条例)		30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	(条例)		30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H8.12.20	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	(条例)		50人以上
	要領	H14.4.1	50人未満
さいたま市	(条例)		
川越市	(条例)		
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
横浜市	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
横須賀市			
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟市	条例	H12.3.28	食品営業施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H17.1.1	20人以上
	要領	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市			
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市			
	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
	要領	S63.4.1	〃
高槻市	要領	H3.7.10	全施設
	要領	H15.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
	要領	H15.4.1	〃
神戸市	(条例)		50人以上
尼崎市	(条例)		50人以上
西宮市	(条例)		50人以上
姫路市	(条例)		50人以上
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市	(要領)		
広島市	要領	S62.4.1	全施設
呉市			
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	(要領)		全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設(個人用除く)
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	(条例)		50人以上
	(要領)		全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	全施設
鹿児島市			